

「『照合・審査システム化弁法』の実施に関する通知」

(匯発[2008]31号)

(2008年7月2日公布)

2008年9月

日本貿易振興機構（ジェトロ）上海センター編

※ 本資料は、三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司のご好意により、ジェトロが同社から許諾を得てウェブサイトに掲載しています。本資料は仮訳の部分を含まず。

国家外貨管理局 企業貨物貿易項目下外債登記管理の実施に関する通知

以下は通知の原文と日本語仮訳である。

中国語原文	日本語仮訳
<p style="text-align: center;">国家外汇管理局 汇发【2008】31号</p> <p style="text-align: center;">国家外汇管理局关于实施《出口收结汇联网核查办法》有关问题的通知</p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各中资外汇指定银行：</p> <p>国家外汇管理局、商务部、海关总署于2008年7月2日联合发布《出口收结汇联网核查办法》（汇发〔2008〕29号，以下简称《办法》），现就《办法》实施的有关外汇管理问题通知如下：</p> <p>一、2008年7月14日起，在中国电子口岸试运行出口收结汇联网核查系统（以下简称核查系统）。2008年8月4日起正式运行。</p> <p>核查系统试运行之日起，外汇指定银行（以下简称银行）应当按照《办法》规定，对企业出口收汇（包括出口项下境外收汇和符合规定的境内收汇，含预收货款，下同）进行出口电子数据联网核查。</p> <p>二、企业出口收汇应当按照《办法》规定先进入出口收汇待核查账户（以下简称待核查账户）。待核查账户纳入外汇账户管理信息系统，代码为1101。</p>	<p style="text-align: center;">国家外貨管理局 匯発【2008】31号</p> <p style="text-align: center;">家外貨管理局の「輸出外貨受取・人民元転の照合・審査システム化弁法」の実施に関する通知</p> <p>国家外貨管理局各省、自治区、直轄市分局、外貨管理部、深圳、大連、青島、アモイ、寧波市分局；各中資外為指定銀行：</p> <p>2008年7月2日、国家外貨管理局、商務部、税関は共同で「輸出外貨受取・人民元転の照合・審査システム化弁法」（匯発〔2008〕29号、以下「弁法」と略称）を公布したが、ここに「弁法」実施の外貨管理に関わる問題について、以下のとおり通知する。</p> <p>一、2008年7月14日より、「中国電子通関」（中国電子口岸）において、輸出外貨受取・人民元転の照合・審査システム（以下照合・審査システムと略称）を試験的に導入する。2008年8月4日より正式に導入する。</p> <p>照合・審査システム導入日より、外貨指定銀行（以下銀行と略称）は、「弁法」の規定に基づき、企業の輸出外貨受取（輸出項目下の国外外貨受取と規定に合致する国内外貨受取、前受金を含む、以下同様）に対して、輸出電子データオンライン照合・審査を行わなければならない。</p> <p>二、企業の輸出外貨受取は「弁法」の規定に基づき、まず照合・審査待ち輸出外貨口座（照合・審査待ち口座と略称）に入金する。照合・審査待ち口座は、コード1101とし、外貨口座管理情報システムで管理される。</p>

待核查账户收入范围限于企业出口收汇。待核查账户支出须经银行联网核查后方可办理，其支出范围包括经银行联网核查后结汇、划入该企业经常项目外汇账户以及经外汇局批准的退汇等其他外汇支出。待核查账户之间不得划转。账户余额按活期存款计息。

三、银行为企业办理待核查账户内资金结汇或划出手续时，应当按照《办法》规定，在核查系统中企业相应贸易类别可收汇额范围内进行收汇核注（即在核查系统中录入实际结汇或者划出金额，扣减对应可收汇额，下同）：

（一）一般贸易、进料加工贸易或者边境小额、对外承包出口等其他贸易类别的出口可收汇额，分别等于相应出口贸易类别逐笔出口货物报关单成交总价之和；

（二）来料加工贸易的出口可收汇额，等于该出口贸易类别逐笔出口货物报关单成交总价与收汇比例乘积累加之和；

（三）预收货款可收汇额，依据企业已登记预收货款和前12个月出口收汇情况，由贸易信贷登记管理系统生成。船舶、大型成套设备出口等特殊行业以及出口买方信贷项下提前收汇的企业，可根据实际情况，向所在地外汇局申请提高预收货款可收汇额。申请时应提交书面申请、出口合同以及外汇局要求的其他材料。外汇局自收到完整材料之日起20个工作日内作出核准或不核准的决

照合・審査待ち口座の収入範囲は、企業の輸出外貨受取額に制限される。照合・審査待ち口座からの支払いは、銀行のオンライン照合・審査後に行うことができ、その支払い範囲は銀行オンライン照合・審査を経た人民元転を含み、当該企業の經常項目外貨口座、及び外貨管理局の批准を経た返金等のその他外貨支出に振り替える。照合・審査待ち口座間で振り替えを行ってはならない。口座残高は普通預金に準じて利息計算する。

三、銀行は、企業のために照合・審査待ち口座内で資金を人民元転或いは送金手続きする際、「弁法」の規定に基づき、照合・審査システム上で、企業の貿易分類別外貨受取限度額の範囲内で受取外貨の消し込みを行う。（その際、照合・審査システム上で人民元転、送金金額を登録し、相当する外貨受取限度額を控除する。以下同様）

（一）一般貿易、进料加工貿易或いは小額国境貿易・对外請負輸出等のその他貿易類の輸出外貨受取限度額は、それぞれ相当する輸出貿易分類の個別輸出貨物通関申告書の取引総額の合計とする；

（二）来料加工貿易の輸出外貨受取限度額は、該当する輸出貿易分類のそれぞれの輸出貨物通関申告書の取引総額と外貨受取比率の積の合計とする；

（三）前受金の外貨受取限度額は、企業の登記済み前受金と直近12ヶ月の輸出外貨受取状況に基づいて、貿易貸出登記管理システムを経由して算出される。船舶、大型プラント輸出等特別な業種及びバイヤーズ・クレジット項目下で前もって輸出の外貨を受取る企業は、実情に合わせて、所在地の外管局に前受外貨受取額の引上げを申請できる。申請する際は、書面申請、輸出契約及び外管局が要求

定。

企业预收货款对应的货物实际报关出口后，其经联网核查后结汇或者划出的金额，从该企业相应贸易类别出口可收汇额中扣减。

四、来料加工贸易收汇比例由国家外汇管理局各分局、外汇管理部（以下简称各分局）依据当地实际情况核定，报国家外汇管理局备案后确定。

对于来料加工贸易实际收汇比例高于核定比例的，企业从待核查账户中办理结汇或划出时，除提交《办法》规定的单证外，还应向银行提供对应的出口合同、加盖海关验讫章的出口货物报关单（收汇核销联，下同）正本及其加盖企业公章的复印件。银行应在核查系统中记录该笔收汇对应的出口货物报关单号、出口合同号和实际收汇比例，核注核查系统相对应的可收汇额后，为其办理结汇或划出手续。

企业来料加工贸易项下单笔出口货物报关单实际收汇比例高于 25%的，办理银行应当于每月初 5 个工作日内以书面形式，汇总报告所在地外汇局，并附相关单证复印件。

五、2008 年 6 月 30 日（含）之前出口未收汇的，依据出口收汇核报系统中企业的应收汇和已收汇情况确定其可收汇额，计入核查系统的“其他贸易”栏目。企业在通过待核查账户办理此类出口收汇的结汇或划出手续时，银行应核查该栏目出口可收汇额并

するその他資料を提出しなければならない。外管局は、必要資料を受取った日から 20 営業日以内に、許可、不許可の決定を下さなければならない。

企業は、前受金に相当する貨物の通関輸出後に、そのオンライン照合・審査を経た人民元転或いは送金金額を、当該企業の貿易分類に基づく輸出外貨受取額から控除する。

四、来料加工貿易の外貨受取比率は、国家外貨管理局各分局、外貨管理部（以下、各分局）が各地の実情に基づいて査定し、国家外貨管理局に届出を行った後に確定する。

来料加工貿易の実際の外貨受取比率が査定比率を上回る場合、企業は「照合・審査待ち口座」から人民元転・送金を行う際に、「弁法」で規定する書類のほか、銀行に輸出契約、税関が取扱印を押捺した輸出貨物通関申告書（「受取照合書」、以下同様）の原本及び社印を押捺したコピーを提出しなければならない。銀行は照合・審査システムに当該外貨受取の輸出貨物通関申告書の番号、輸出契約番号と実際の外貨受取比率を記録し、照合・審査システムの相応の外貨受取金額を照合・消し込みを行った後、人民元転・送金手続きを行う。

来料加工貿易項目下の輸出貨物通関申告書の実際の外貨受取比率が 25%以上の場合、銀行は月初から 5 営業日以内に、書面にて、所在地外管局に一括報告し、関連書類のコピーも添付する。

五、2008 年 6 月 30 日（同日を含む）以前に輸出し、外貨を受け取っていない場合、輸出外貨受取照合・報告システム上の企業の受取必要額と受取済み金額の状況に基づき外貨受取限度額を確定し、照合・審査システムの「その他貿易」欄に記入する。企業は照合・審査

在其范围内进行收汇核注。

六、核查系统试运行期间，由于系统或网络故障等原因，无法按照《办法》规定对出口收汇实施联网核查的，企业可持对应的加盖海关验讫章的出口货物报关单，办理待核查账户中对应收汇的结汇或划出手续。银行应当按照《办法》规定审核相应单证后办理。企业凭出口日期在 2007 年 12 月 31 日（含）前的出口货物报关单办理待核查账户资金结汇或划出的，应当先到所在地外汇局按规定办理核销等手续。银行凭外汇局相关处理决定为企业办理待核查账户内对应收汇的结汇或者划出手续。

企业不得伪造、涂改、借用出口货物报关单办理出口收汇，已办理收汇或进料抵扣收汇的出口货物报关单不得重复用于收汇。

七、银行按《办法》及本通知规定为企业办理待核查账户内资金结汇或划出后，应在相应单证正本上签注已收汇情况并加盖银行业务公章，留存《出口收汇说明》及相关单证复印件五年备查。

八、《办法》实施之日起，《国家外汇管理局关于现阶段完善出口预收货款和转口贸易收汇管理有关问题的通知》（汇发〔2005〕33号）、《国家外汇管理局关于进一步改进贸

待ち口座を通して同類の輸出受取外貨の人民幣転・送金手続きの際、銀行は当該欄の限度額に照らし合わせ、限度額内で受取外貨の照合・取消を行う。

六、照合・審査システムの試行期間中、システム或いはネットワーク故障等の原因で、「弁法」規定に基づき、輸出外貨受取のオンライン照合・審査を行うことができない場合、企業は税関押捺済の輸出貨物通関申告書をもって、照合・審査待ち口座の受取外貨の人民幣転・送金手続きを行う。銀行は「弁法」の規定に基づき、関連書類を審査後に処理する。

企業は、2007年12月31日（同日を含む）以前の輸出貨物通関申告書をもって照合・審査待ち口座の資金の人民幣転・送金を行う場合、事前に所在地外貨管理局で規定に基づき照合等の手続きをしなければならない。銀行は外管局による関連の処理決定に基づき、企業の照合・審査待ち口座の該当受取外貨の人民幣転・送金手続きを行う。

企業は輸出貨物通関申告書を偽造、修正、借用して輸出外貨受取りを行ってはならない。外貨受取済或いは進料・外貨受取相殺処理済の輸出貨物通関申告書で重複して外貨受取を行ってはならない。

七、銀行は「弁法」及び本通知規定に基づき、企業の照合・審査口座の資金の人民幣転・送金を行った後、関連書類の原本に外貨受取済の状況を注記し、銀行の業務公印を押捺し、「輸出外貨受取説明」及び関連書類のコピーを5年保管する。

八、「弁法」実施日より、「国家外貨管理局現段階の輸出前受金と中継貿易外貨受取り管理の改善に関する通知」（匯発〔2005〕33号）、「国家外貨管理局 貿易外貨受取と人民幣転

<p>易收汇与结汇管理有关问题的通知》(汇发〔2006〕49号)、《国家外汇管理局关于认真贯彻执行贸易收汇与结汇管理政策有关问题的通知》(汇发〔2006〕67号)和《国家外汇管理局关于进一步完善结汇“关注企业”管理有关问题的通知》(汇发〔2007〕45号)废止。</p> <p>各分局收到本通知后,应尽快转发所辖中心支局、支局、外资银行、地方性商业银行和有关单位。各分局要加强政策实施的组织工作,及时对辖内机构、银行开展培训,做好政策解释和操作说明工作,便利银行和企业办理业务。各中资外汇指定银行收到本通知后,应尽快转发至所属分支机构。执行中如遇问题,请及时向国家外汇管理局反馈。</p> <p>联系电话: 国家外汇管理局经常项目管理司 陈捷琼 010-68402450 国家外汇管理局资本项目管理司 梁勇 010-68402250 国家外汇管理局信息中心 王毅 010-68402499</p> <p>二〇〇八年七月二日</p>	<p>管理の更なる改善に関する通知」(匯発〔2006〕49号、「国家外貨管理局 貿易外貨受取と人民元転の管理政策の執行に関する通知」(匯発〔2006〕67号)、「国家外貨管理局 人民元転「要注意先企業」の管理の更なる改善に関する通知」(匯発〔2007〕45号)を廃止する。</p> <p>各分局は本通知を受け取った後、直ちに所轄の中心支局、支局、外資銀行、地方性商業銀行と関連部門に転送すること。各分局は政策実施の執行を強化し、所轄内の機構・銀行に早急に研修を行い、政策の解説と操作説明を行い、銀行と企業の業務処理の利便性を高めること。各中資外為指定銀行は本通知を受け取った後、直ちに分支機構に転送すること。執行中問題が発生した場合は、直ちに国家外貨管理局に報告すること。</p> <p>連絡先： 国家外貨管理局經常項目管理局 陳捷琼 010-68402450 国家外貨管理局資本項目管理局 梁勇 010-68402250 国家外貨管理局情報センター 王毅 010-68402499</p> <p>二〇〇八年七月二日</p>
---	--